

香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 香川県における新型コロナウイルス感染症の患者及び疑い患者への必要な医療・検査を適切に提供する体制を整備することにより、県民の生命・健康と安全・安心を守ることを目的として、香川県新型コロナウイルス感染症対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 協議会は、別紙の構成員で組織する。

2 協議会には、協議会の委員の互選により会長及び副会長を置く。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

(委 員)

第3条 委員は、別紙の構成員を知事が任命又は委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じたとき、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第4条 協議会は、会長が招集しその議長となる。

2 協議会は、新型コロナウイルス感染症に関し、次の事項について協議する。

(1) 今後の状況の進展に応じて段階的に講じていくべき対策

① サーベイランス／感染拡大防止策

② 医療提供体制（外来診療体制）

③ 医療提供体制（入院医療提供体制）

(2) 新型コロナウイルスPCR検査の実施体制の把握・調整等

(3) その他必要な事項に関すること

3 協議会には、必要に応じ、議事に関係のある者を出席させることができる。

(庶 務)

第5条 協議会の庶務は、香川県健康福祉部感染症対策課において処理する。

(雑 則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(附 則)

この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月10日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。